

新潟県収入証紙が令和6年8月末日で販売を終了し、令和7年3月末日をもって廃止され使用ができなくなることから、令和6年9月1日より消防設備士及び危険物取扱者免状等に係る手数料の納付は、8月末日までに購入した新潟県収入証紙または納付書による方法に変更されます。（手数料額の変更はありません。）

申請書は従来どおり消防本部予防課及び管内全ての消防署、分署、出張所で配布いたしますが、納付書での納付によるものは申請区分による手数料額に応じて納付書が異なり、それぞれ準備部数が限られているため、令和6年9月1日から納付書の配布場所を下記のとおり限定させていただきます。

申請者様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

○消防設備士及び危険物取扱者免状の書換・再交付申請

- ・写真書換え（10年ごと更新）の申請に使用する納付書


消防本部予防課 新発田消防署 胎内消防署 聖籠分署

- ・写真書換え以外の申請に使用する納付書

消防本部予防課

○危険物取扱者保安講習受講申請に使用する納付書

消防本部予防課 新発田消防署 胎内消防署 聖籠分署

	<p>【お問い合わせ先】 新発田地域広域事務組合消防本部 予防課 電 話：0254-22-8096 メー ル：syobouka@shibata-kouiki.jp</p>
---	---